

2 第42条の11の2《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【新設】（法人が共同して計画の認定を受けた場合の取得価額の計算）

42の11の2-5の2 承認地域経済牽引事業計画が共同計画（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。以下同じ。）に係るものである場合において、特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円をその承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額を超えるときは、措置法第42条の11の2第1項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、そのあん分した金額にその特定事業用機械等の取得価額がその合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額によるものとする。

【解説】

- 1 本通達では、本制度の適用の前提となる承認地域経済牽引事業計画について、複数の法人が共同して地域経済牽引事業計画の承認を受けた場合に、本制度の対象となる特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるときにおける特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額の計算方法を明らかにしている。
- 2 本制度の特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる特定事業用機械等の取得価額は、各特定事業用機械等の取得価額の合計で80億円を頭打ちとし、その80億円がいずれの特定事業用機械等の取得価額から成るかについては、特定の特定事業用機械等の取得価額から成るものとするのではなく、当該特定事業用機械等の全部の取得価額の中に平均的に含まれているものとして計算することとされている（措法42の11の2①括弧書）。
- 3 ところで、承認地域経済牽引事業計画については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項において、複数の事業者が共同して地域経済牽引事業計画を作成し、承認の申請をすることも予定されているが、その承認地域経済牽引事業計画が複数の事業者が共同して作成した地域経済牽引事業計画に係るものである場合において、これらの事業者が取得又は製作若しくは建設をする特定事業用機械等の取得価額の合計額が80億円を超えるときに、特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額をどのように計算するのか疑問が生ずる。

- 4 この点、措置法通達 42 の 11 の 2－6 では、2 以上の事業年度において事業の用に供した場合の取得価額の計算に関して、事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額が初めて 80 億円を超えることとなる事業年度で、その事業年度において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の調整計算を行うことを明らかにしているが、同通達の注書 2 において、承認地域経済牽引事業計画が、地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した地域経済牽引事業計画に係るものである場合には、80 億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的にあん分した金額として調整計算を行う旨を明らかにしていた。すなわち、複数の法人が共同して承認地域経済牽引事業計画を作成していた場合であっても、特定事業用機械等の取得価額は複数の法人でその取得価額の合計額が 80 億円で頭打ちとすることとしている。
- 5 令和 7 年度の税制改正において、再資源化事業等高度化設備の特別償却制度（措法 44 の 6）が創設され、同制度における適用の前提となる認定計画について、複数の事業者が共同して作成し、計画の認定を申請することも予定されていることから、措置法通達 44 の 6－4 において、その認定計画が複数の事業者が共同して作成したものに係るものである場合には、同制度の対象となる資産の取得価額の合計額の上限をその認定計画の共同作成者の間で合理的にあん分し、そのあん分した金額に基づき、その取得価額の調整計算を行う旨を明らかにした。
- 本制度においては、上記 4 のとおり、承認地域経済牽引事業計画が複数の事業者が共同して作成した地域経済牽引事業計画に係るものである場合の取扱いを既に明らかにしていたが、再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設に伴い、その取扱いを本通達において改めて明らかにするものであり、従来の取扱いを変更するものではない。